

みんなであ**学**ぼう

学 校 教 育 と
著 作 権

～ 著作権の基本から指導まで～

増補改訂版

森田 盛行・著



もくじ

はじめに	6
増補改訂にあたって	9

I 学校教育と著作権

1 教育活動と創造性	10
(1) 教育活動と学習材	10
(2) 学習材の多様化	10
2 知的財産権	11
(1) 知的財産とは	11
(2) 知的財産権の種類	11
Column① 著作権はいつごろから？	14
3 著作権法	15
(1) 著作権	15
(2) 著作物の利用	25
(3) 許諾を必要としない利用	26
(4) 著作権と生成AI	33
Column② ©マークってなに？	37
4 出版権	38
(1) 出版権とは	38
(2) 出版権の内容	38
5 著作隣接権	39
(1) 著作隣接権とはなにか	39
(2) 実演家の権利	39
(3) レコード製作者の権利	40

(4) 放送事業者及び有線放送事業者の権利	40
-----------------------	----

Ⅱ 著作権教育

1 著作権教育	42
(1) 目的・意義	42
(2) 情報モラルと著作権	42
(3) 著作権の指導	43
Column③ 聞かなきゃよかった!?	46
2 教員対象の著作権研修	47
(1) 教員が知っておくべきこと	47
(2) 教員の著作権研修	47
(3) 校内研修の実施	47
(4) 研修内容	48
(5) 指導用教材	49
3 実践事例	49
(1) 計画的な著作権教育	49
(2) 小学校低学年（図画工作）	51
(3) 小学校中学年（国語）	52
(4) 小学校高学年（総合的な学習の時間）	53
(5) 中学校（特別活動）	54
(6) 高等学校（総合的な探究の時間）	55

Ⅲ 著作権 Q & A

1 著作権の基本 Q1～9	56
2 学校運営と著作権 Q10～18	63
Column④ 教員は作品に手を入れてよいの？	70
3 学校図書館の管理・運営と著作権 Q19～24	71
4 学習指導と著作権 Q25～30	75
5 読書指導と著作権 Q31～33	80
6 情報活用指導と著作権 Q34～40	82
Column⑤ 学校は優遇されているの？	87
7 特別な支援と著作権 Q41～42	88
8 ボランティア活動と著作権 Q43～46	89
9 ウェブサイトの利用と著作権 Q47～50	92
関連資料	96
1 条約	96
2 法令	98
3 審議会答申等	111
4 学習指導要領	117
5 ガイドライン	124
おわりに	137
著作物の利用に関する問合せ先	138
参考文献	140
索引	141

増補改訂にあたって

この数年で、世界が劇的に変化し、これまでのSFでしか見られなかった世界が現実のものになりつつあります。AI (Artificial Intelligence) が予想以上に早く進化し、これまで実現や実用化は難しいとされていたさまざまな技術が実現し、広く普及してきました。特に2022年11月に公表された対話型生成AI (ChatGPT等) の普及は目覚ましく、公表後2か月で利用者が1億人を越えたとも言われています。

このような情勢の中で学校教育も大きな変化が始まっています。つい最近まで、なかなかタブレットが学校現場に普及しないと言われていたGIGAスクール構想も2024年で第2期を迎えました。学校では生成AIを利用する授業が始まり、生成AIを使う授業・校務等の研究会・研修会には多くの学校教育関係者が参加し、生成AIをどのように効果的に利用したらよいか、各地で実践が進められています。この情勢を鑑みて、文部科学省は2023年7月に「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を公表しました。また、著作権についても大きく変わろうとしています。生成AIが「創作」した著作物の著作権は誰のものなのか、この議論も盛んになりましたが、文化審議会著作権分科会法制度小委員会は、2024年3月に「AIと著作権に関する考え方について」を公表しました。生成AIと著作権に関する考え方を整理したものであり、法的な拘束力を持つものではないとしていますが、現段階での指針を表したものと言えるでしょう。

このような急激な社会の変化、生成AIの進化等に鑑み、新しい事項を採り入れた増補改訂版を刊行することにしました。増補、改訂した主な事項は、次の通りです。

「著作権と生成AI」の項目の新設

法第35条の改正に伴う内容の一部を改訂

Q&Aの項目の増加

関連資料の加除

この増補改訂版が生成AIの進化、普及に伴う著作権法の改正等に対する学校現場の対応等について少しでも指針となれば幸いです。

著作権 Q & A

以下、具体的な事例を挙げて著作権等について考えてみましょう。この事例は、日常的に起こりうるものですが、典型的な事例ですので実際にはもっと複雑なことが多く起こります。この事例を覚えてもあまり役には立たないでしょう。この事例を通して、どの権利が働き、どのように解釈するのか、留意点は何か、などを理解することで実際に起こる問題を解決する応用力を身に付けていただきたいと思います。なお、この事例では、著作者が著作権を持っていることを前提にしていますので、著作者と表します。

1 著作権の基本

| 著作権 |

Q
01

勤務校で著作権教育をすることになりましたが、どうして「著作権法」という法律について小学生に指導しなければならないのでしょうか。

A
01

小学校では、「著作権法」（以降「法」という。）という法律そのものについて指導するというよりは、児童の学年や発達段階に応じて「著作権」に関する目的・意義・著作権の内容等の指導が中心になります。

以前は、学校における著作権についての指導は、ほとんどされてきませんでした。著作権は、小説家・作曲家・大学教員等の研究者というごく一部の人に関係し、一般の人には関係が薄い又はないという理解が一般的でした。自分が執筆したものを図書・雑誌等に掲載する機会もごく一部の人にあり、一般の人たちや児童生徒にはその公表する機会もほとんどありませんでした。そのために、日常生活や仕事において著作権